

○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号）の一部を改正する告示案 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改正案

現行

一～十八（略）  
 十九 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の審査に適用する受信設備の特性

一～十八（略）  
 十九 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の審査に適用する受信設備の特性

項目		特性
感度		ビット誤り率が十万分の一となるために必要な受信機入力電圧が三二マイクロボルト
実効選択度	スプリアス・レスポンス	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、変調のない妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が十万分の一となるときのその妨害波入力電圧と感度との比が五〇デシベル
	隣接チャネル選択度	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から五〇〇kHz <del>（送信装置の占有周波数帯幅が二八八kHzを超え六〇〇kHz以下である場合にあつては、八〇〇kHz）</del> 離れた符号長三二、七六七ビットの二値擬似雑音を繰り返す信号で変調された妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が十万分の一となるときのその妨害波入力電圧と感

項目		特性
感度		ビット誤り率が十万分の一となるために必要な受信機入力電圧が三二マイクロボルト
実効選択度	スプリアス・レスポンス	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、変調のない妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が十万分の一となるときのその妨害波入力電圧と感度との比が五〇デシベル
	隣接チャネル選択度	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から五〇〇kHz 離れた符号長三二、七六七ビットの二値擬似雑音を繰り返す信号で変調された妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が十万分の一となるときのその妨害波入力電圧と感度との比が三〇デシベル
相互変調特		感度より三デシベル高い希望波入力

		度との比が三〇デシベル
	相互変調特性	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、相互変調を生ずる関係にある各妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が十万分の一となるときのその妨害波入力電圧と感度との比が三〇デシベル

二十〇二十二 (略)

別表第一号〜別表第四号 (略)

	性	電圧を加えた状態の下で、相互変調を生ずる関係にある各妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が十万分の一となるときのその妨害波入力電圧と感度との比が三〇デシベル
--	---	--

二十〇二十二 (略)

別表第一号〜別表第四号 (略)